

因府録抄

五

三 八 函	一 〇 架	三 五 九 六 二 號	六 冊	和 書 類
-------------	-------------	----------------------------	--------	-------------

一 五 一 函	二 一 架	三 五 九 六 二 號	六 冊	和 書 類
------------------	-------------	----------------------------	--------	-------------

(五才)



内閣文庫			
番 號	和	35962	
冊 數		6	(5)
函 號	151	119	



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak





火災の時
法令揭示等

因府録卷之第貳拾四



擬

諸事於立憲より
 諸道具
 進出者
 一何振々出入
 一火事の時
 一祝言
 一人返

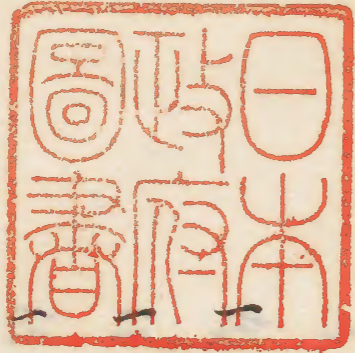


二十三卷
此等可除

同元
年中
年中
年中

一何振々出入
 一火事の時
 一祝言
 一人返

和風抄卷之四



因有錄卷之第貳拾四

擬

諸事於立憲之方一可為曲事

諸道具

進退者

一何極之出入

一火車の時

一祝言

一人迄



一喧囂口論

一成敗或

一家中養子

一穿人抱

一侍共為私用

二十三卷

此等可除

國元
三年
年中
行事
年中
献使

一侍中衣類

一堂寺券合

一百姓公事

一諸勅進

慶安元年八月朔日

定

一着黨衣類

一下着類

一刀服長寸尺

一たて髪

一过立

右様お背

慶安元年八月朔日

擬



一人賣買

一所人

一旅所中

一清人言之

一旅人の扇

一孝公人

一町家賣買

一雙と信紙

一走人

一所人石仕

一所人甚子

一頼り女

一取よ入りて女

一火事の時

一將突

右可相守

慶安元年八月朔日

定

- 一 他國寺公人
- 一 因幡伯耆
- 一 唐館り寺公人
- 一 寺公人の請状
- 一 江戸番

慶安元年八月朔日

定

- 一 先親之法
- 一 但取物類
- 一 宗物之儀
- 一 他國一使者
- 一 次事喧嘩の儀
- 一 屋作り祝言
- 一 右の條

和州中万治三年八月九日

覺

- 一 家中出仕之砌
- 一 礼日并以
- 一 家中振舞
- 一 祭文の儀
- 一 江戸一使者
- 一 江戸供并以
- 一 家中の者

和州中万治三年八月日

於城中万一喧嘩

寛文四年八月朔日

○ 出仕日連人

○右の要安事申分寛文年中より新作出の申
法令の要用と奉て認への由との也

覚

- 一 屋外之事
- 一 振舞の事
- 一 他人の不及
- 一 一方石以上
- 一 家中の汽着
- 一 家中視候の事
- 一 佛事の際
- 一 武器の事
- 一 湯浴希ひ
- 一 家中衣類
- 一 石社の女
- 一 家者方
- 一 例月家中
- 一 例月家中

右の旨

寛文八年六月十一日

○出火の節

- 一 湯城近邊
- 一 羽織鏡
- 一 大寄合の居城
- 一 惣番頭
- 一 寄合組
- 一 浴く居尾
- 一 城代役
- 一 諸奉行
- 一 出居の申事
- 一 惣鉄炮隊
- 一 火事の節侍
- 一切不可出合

○ 市城道の面々一以上にては作也

一 所々惣門内より出火の節丸の内馬場一より
出火轉まり以て是より速可無碍以及大火のハ、
右の所一集り有立可法下知事付より程遠さ
火事ありとも風強く市城風下の時分ハ右の
所一可無出也

一 此以物類の面々此以法若し出火可有之ハ
、市家尤とも分可法是以間て節ハ有出火
防に損よ急る左様よお知地居り有旨正徳年
申活作也以

○ 元禄十四年市觸の事

一 銘々屋敷裏土手筋。一 市城山市宮山

一 諸地の儀

一 別紙

一 銘々屋敷の儀。一 土手際より

一 銘々屋敷

一 銘々屋敷

一 見分の者

十月五日

○ 右ハ元禄十四年の市觸之其以享保の初め也

寛文八年三月朔日

覽

- 一御紋付衣類
- 一御宗礼之帯
- 一例有湯宮
- 一衣類系入
- 一福之箱
- 一十五尊以下
- 一侍中妻娘
- 一侍中妻娘衣類箱類
- 一湯弓徳山奉引
- 一所置所
- 一押湯門番足燈
- 一小頭徒若黨
- 一蛇衣類
- 一針妙供と石石連
- 一穿人
- 一他因侍穿人

- 一徒若黨浪人
 - 一浪人の妻夫の格
 - 一湯殿中又りの
 - 一縫殿男女
 - 一頭巾
 - 一常帯羽織
 - 一一向家の寺
 - 一神主臨所師
 - 一禱寺院と居尸
 - 一所年号
 - 一百姓
 - 一燈籠盲女
- 右沙定の通り衣類は湯法衣相持の、家来
 其主人は頼け迄の可新御付

元禄四年九月日

其後 湯押 熱湯門番 新く湯番人 湯

食方 市次膳立 市焼方 市煮方 市仕

迎 市掃除奉行 市文市番人 軍番人

○右の者とも晒惟子田舎借帯市兜生威冬衣
類表裏ともよ木綿襟袖縁緒市免の事

覺

一家中の者とも衣類ハ八歳より

一婦人衣類奉物 一婦人奉行

一家中仕仕の女 一中居以下

一法着意入りの 一足燈以下

一音伝贈答入りの 一鞆く茶合入りの

一婚礼 一冠礼

一法事 一熱下で請事

子十月 享保五年之

○市儉約の儀市法者類の品く被く事作出ると
いへともお時よ至りて人々能覚病尸祈ハ此市
法の趣之婚礼の藝市法及ハ一万石以上市家宅
中の式ハ以下百四十石ハ無忌の面くよ至る迄
諸乃包の品寛文八年新作出ハ市法と以て道具
見改め新作出ハ也男大此解小身の祝儀ハ解の
此解又熱下男小此解大身の祝儀ハ男の分限よ

隠し用迄可仕の由おまじ屋起りの事いさ万石
以下の面く、他令番改ありといへとも社殿の
式間半深よこ一うらひ但し臺所の三間梁若し
あら寸長屋端下の石垣の壁つら石垣よ可改事
屋起りの兼相成材木とて流て煙く可仕張付の
着座分の着い若しあら改想して他事の儀可成
程い堪忍可改由寛文八年新作出すまじ毎衣
類等の汚觸着之乞い享保五年子の土月朔日汚
物成今年より二ツ成よ新作出す付て熱作汚
儉約新作出は其内よ着類の儀其内汚紋付持領

のかい本改着用法すへく若侍手よ可改儀も有
之い、田舎緒迄、可着昔翌丑の年七月十六
日よ新作出尤も無苗の者とも晒帷子今田緒帯
袖縁等い汚免新成は同年の戸表へ着類、紗
後編細迄着用純子類い汚停止新作出まじ享保
十巳年土月五日持領の汚紋付ありとも沙國よ
於て、い緒着用汚留新成は是より専綿版よ相成
尸帯但し七十以上七条以下の田舎緒迄い汚免
のりたも弊才目い年頭汚祝儀汚紋付の者迄
可着之の由新作出まじ、無苗等の者汚家中未

東所人とも金銀扱の脇指無用家保十一年三月
三日衣類下着羽二重まで系入羽織袴掛り袴
次第羽織裏純子無用緩肩衣袴袴子まで着用合
羽装束巻物類無用新作出まで同十五戌年六月
市儉約法作出着類市觸の事あり付中衣類の儀
小袖羽二重裏付上下一切木綿尤も水入兼抹の
分、不苦年以御礼り上り節ありとも木綿系入
勝手次第まで年以市祝儀より掛り以者とても磨
斗目りても細後小ても袴次第復袴布平高宮
類の餘り以先の趣成り故略之禮以盲女取揚姥

衣類上着木綿裏下着田舎詣夏冬ともよ金糸結
鹿の子縫箔止無苗の者市家中の末より脇指
金銀の扱無用可成在在太庄屋とも袴子豆安者
よんとも在所方よおろて脇指扱一切金銀用元
月召受旨新作出まで延享元年十二月衣類の儀
於中より新作出夏袴古今平正徳平和緒多平八玉
子平迄と用ひ袴好平茶字緒より平の類着用停
止の暇改め新作出以尤も音信贈答祝言此規式
振舞料理熱して市家中儉約の儀年々新作出迄
来又く着類等の法制嚴重より新作出以一とも天

下泰平の化よ系して諸邦花菱よ飾り衣食住の
三ツの其法制と節よなし雖く見ゆるなり而
外の涉改革、六十餘州に於て大國の政よて何
も、泰成仁慈の治政と示し行い、事成つし
新區くの涉新法と止めらきて、先代より國民能
なく別ある法と行い、

- 一 賢子無之者 一 五十余迄
- 一 養子仕以て 一 聲書子
- 一 此上格式 一 書子願以者
- 一 新知加増 一 久く病氣

- 一 末期之養子 一 養子よても
- 一 家業有之 一 養子小くも
- 一 組鉄炮等 一 城詰の者
- 一 次男等 一 次男よても
- 一 近年 一 取次替
- 一 諸役料

三月日 享保十三年
○ 寺社奉行一法作渡以提

一 宗首寺子形の儀近年根々間取極よ相聞一以
此以後終らしく形免出く以て院於有之

一 汚穢並ひは汚穢古の節汚相忌の面こ一汚穢
登り不及は何方ても湯茶の給仕其外何よ
ても無汚用事をお進す
一 汚穢者ありとも汚穢能の肉相伴よる一聖徳
其外何方ても給仕可お勤す
一 汚用よて垢汚者一板の間土履は不限何方
よても給仕其外用事進相違一汚穢一対して
分の事之極可致す并ひは汚穢一以儀方分
心慮よ不叶ある之由一其汚穢一戸雨節汚
國法身よ可お勤事

一 惣して汚穢主の勤は不限汚穢所汚穢を以る
の勤の亦も古一とい禱りある可お勤す汚
穢所洗ひふさの事一汚穢所汚穢小人勤之其
上或見分の事と汚穢奉所一清め拭いと勤る
と見えあり汚穢掃除坊主の勤も汚穢所或は
汚穢風呂杯へ火入すとい勤る掃除の事一
汚穢小人一戸付不て夫と持進ふ進と汚穢主の
勤る也 御前の汚穢身並汚穢を乾の汚穢除
進も各自勤る事よせ給て汚穢小人よ戸付て
是取持進ふ事とめ汚穢主の勤と汚穢所

弓筋方湯近習の諸所の内一の外極の面々、
糸らすは事也然るも浄綱戸の浄長持、浄綱
戸坊主浄掃除坊主持運ふるも糸くの浄小
人を入れて持運ひ出さしむる事旧格よ、有間
敷也将まじ浄燈臺金浄させる扱、浄掃除坊
主の手自勤め可申事よて有一さよ、浄手よ
觸させらきて浄燈臺と法在上んを此と浄小
人の手よてみるも浄掃一はとん事勿れあし
浄瓶の洗ひも浄瓶を浄手自勤めあらん事也
と糸一ら終、也浄近習役の浄薬浄薬一仕は

節、浄薬瓶の洗ひとあさひ極意申よても手
自勤めるも浄薬瓶と浄綱戸坊主持泰仕浄燈
と仕浄薬道と、浄瓶浄薬瓶浄薬満等の洗ひ
この比、浄近習役手自勤之浄薬一、浄目
通りよて仕り浄生薑の試浄薬の試、御前
ゆて仕りゆて是止る事旧格也尚時浄近習
役の仕ぬり、浄薬の浄薬一のと流りて、浄
前をさ祈の事、浄劣よ旧格とも取失ひぬる
り古一、一、浄碗の浄膳の節とも浄勤役浄目
付役立合の上見分仕り、事も旧格小見えた

り何の法よりうけ事とも取失能ぬる可今よ
市礼い市禮の節い市礼役の立合の事い故
幣の減も事い

○年頭市礼銀の境

一銀三拾六分

太刀馬代

但し著座の息父
同前共外拾八分

一同拾八分

同

但し物以九百
五拾石以上

一同拾貳分

鳥目五百石分九百石迄

一同六分

貳百四拾石分四百九拾石
迄

一同三分六分

貳百三拾石分以下

一同貳分四分

鳥目より市礼中上る物以
の子格を外子格を是の子格とも

○継目市礼銀の境

一銀拾二分

百石分百四拾石迄外より

一銀拾二分

目代三分六分

一金五歩

百五拾石分貳百三拾石迄

一同二歩

貳百四拾石分三百四拾石

一御樽者代銀一枚

三百五拾石分五百四拾石

一御樽者代銀一枚

迄の市着代之外より鳥目代
三百五拾石分四百九拾

右迄ハ六匁宛五百石ハ五
百四拾石迄ハ外ハ鳥目代
拾匁也

一金小判壹兩
五百五拾石ハ九百石迄外

ハ鳥目代拾二分

一銀二枚
千石外ハ太刀馬代三拾六
匁

一同三枚
千石ハ千九百石迄外ハ太

刀馬代三拾六匁

一貳千石以上ハ右の外ハ時賑相添但ハ太刀馬

一代右ハ隠居新御付ハ沙礼銀七跡目沙礼銀同
一前也

一初めて沙目見え仕る者ハ沙知切沙約本

の者ハ沙扶持方沙差紙出以時其此新ハ急ハ

年以沙礼銀出之苗分沙合カ米牙達ハ時ハ

一沙知行沙物成始めて沙下ハ時ハ沙礼銀純目

一同米

一沙加増の沙礼銀百石ハ付拾匁

一沙約既新御付ハ節沙礼太刀の事

一始めて湯支配新下以節沙礼拾俵と付を食犯

一并いし湯如増も同也

一子供兄弟新右出外又何よても沙礼尸上以節

一箱者代三分但し物取以上の金一步之

一御持者よて沙礼尸上ス者い代銀一枚こ

○御家中子差上以沙礼儀物の覺

一銀四拾三分 端午沙礼儀笈物沙帷子ニツ

一同七拾分 暮暮の沙礼儀沙小袖代

一同五拾分 御給一ツ

一同四拾三分 沙樽代

一金一步 箱者代

○新屋敷新造人沙心付浪の覺

一銀三枚 百石分百五拾石追外二御

馬廻りハ一年中夜沙免

一同貳百目 百六拾石分貳百石追右同新

一同貳百五拾目 貳百拾石分貳百五拾石追

右同新

一銀三百目 貳百六拾石分三百五拾石

追右同新

一銀四百目 三百六拾石分四百九拾石

近右同形

一同六百目 五百石分六百九拾石近右

同形

一同八百目 七百石分九百九拾石近右

同形

一同壹貫目 千石分千五百石近

○右市馬廻り一年中市役市見市城詰市役人何

也此市役の者とも高百石又付大足百人年間

遣以事

○市用みて屋敷法在上の時引料として高百石

又付銀を費目宛新造外より一年分市役市見

○無是の市城詰一家建新造以覚

一横式間半中とも長廿八間但し葦藁 市切米

九拾俵分百俵迄

一横二間半長廿七間但し葦藁 市切米六拾俵

より八拾俵迄

一横式間長廿五間但し葦藁 市切米三拾俵分

五拾俵まで

一市役の者家化料計五十分宛但し市家久留若

一より七拾分宛新造

一 市掃除坊主銀五十匁死罪を

一 並夜盗一、一銀五拾目と外より五十本結三十

束銀を

一 市船頭家化の料銀二枚死罪違但し小頭一、

五拾匁死罪違

一 無足の内據銀一、新しよ、至發新中、以部、銀二

枚、新是五拾匁、八拾匁、百匁九拾匁より

一 百匁以上銀三枚死罪違

一 市城詰の内中小姓希元よ、市保人よ、一拾匁よ

一 付十人死人よ、て死を

一 組付の内中小姓一、一、一年より、市役、死免し、事

○ 市道中、市宿賃と、事

一 市泊り、市宿賃銀五枚、市宿賃、休、武、枚、死、の、事

○ 市知行、取、取、取、よ、無、是、一、市、宿、銀、の、事

一 是、年、法、口、戸、一、系、り、以、市、知、行、取、一、市、宿、銀、萬、百

石、よ、付、銀、五、百、目、死、の、事

一 右、市、知、行、取、立、仰、り、市、使、者、一、系、り、以、市、宿、銀、萬、百

石、よ、付、百、廿、五、匁、死、の、事、市、宿、賃、の、事、路、銀、一、市

使、者、同、前

一 是、年、法、よ、口、戸、一、系、り、無、是、一、給、米、拾、匁、よ、付、百

一 目宛の事

一 無苗家の者一、沙債銀を依之江戸通仕に

一 内江戸中園ともよ沙引米沙宛の事

一 沙知行取金是とも江戸々他園一沙使者は各

已に節に沙債銀を事

一 新番よ新石出初めて江戸一居越々者一、沙

一 貸銀沙債一、新成事但一、二、三、目、分、の、沙、債、銀

一 惣方並の事

一 所沙目付沙作付に一、沙債銀式百目宛沙債

一 沙家々仙一、四、成、の、時、沙、債、一、分、利、付、よ、一、て

沙役儀相勤に内利計差上沙役沙宛翌年分の
利五年も返上但一、右の銀三ツ成の内沙借一
以一、利を一、右、同、形

一 御徒以下江戸三年諾仕に一、右、詢、り、不、節、江

一 戸よ於て一人よ付六拾目宛但一、右、坊、主、の、三

一 拾目宛無利銀沙債一、右、詢、り、以、着、返、上

一 沙両園の内高銀利を一、よ、一、て、沙、債、一、三、年、も

一 返上の事

一 同左くの手續利是二割よ一、一、年、限、り、よ、返

一 上の事

一御知行取立しよ至是沙汰銀、沙捨金施の事
付あり跡目減し以て其高の支配と爲し是
まじ沙汰銀沙捨金を事

一御暇の後下分廻り上沙暇金を以て者、持借銀
不沙取立うり但し遊息は亦も恒成諸
合者之れ、格別の事

一大坂沙捨金を以て京都へ沙用金作付引越
し者沙知行或し以て百石の上、下代沙預け
不沙成百五十石迄、拾三俵と二人扶持の下
代一人沙預け成成、但し今程大坂へ、一茶用

の者二人沙足、如是沙捨金を以て下代仕し、
付外
二、沙預け不沙成、

○江戸御扶持方の足

一荒尾但馬一万五千石、付百七拾人扶持外、
馬扶持三足、但し、如是但馬和時、八拾人扶持
外、馬扶持二足、但し、但馬一万三千石の時、
百六拾人扶持之、備と志摩、百人扶持外、馬
扶持三足、但し、八千石の時、百人扶持、以て
し、も一万石、は、作付、以て、し、も、矢張、百人扶持
之、式、船、周、防、へ、七、八、拾、人、扶、持、外、馬、扶、持、二、足

寺の大隅甲斐一六十八人扶持
足日向一五拾人扶持
一四拾人扶持
右の昔一の市定女と見一あり大花内膳
男二成以後の替り有一

- 御家中淡地塔古仕の玉薬の事
- 一拾挺禎り薬百五拾分銀一付但一ヶ月
- 一貳拾挺禎り薬三百分銀二付但一同
- 一三拾挺禎り薬四百五十分銀三付但一同
- 一五拾挺禎り薬七百五十分銀五付但一同

右の三月か七月と右の通り新巻以

○御苑脚日割と川と諸津所定

- 一六日割一人詔三枚宛但一苑御三人
- 一七日割同拾二分六分増派一枚合せて五拾六分
- 一八日割同拾四分四分増派貳拾分
- 一九日割同拾六分二分増派拾分合せて五拾八分
- 一二十日割同拾八分増派一但一十月朔日分明ル
- 一正月晦日まで諸津拾九分八分

一御洗炮役二月朔日から十月十五日迄并び新
組御洗炮給米石の内より割給巻は事正月より圖
有之とこを圖正月十五日から十月まで
閏有之とき、あの十月晦日迄は勅し事

右元禄二巳年正月より八月まで相違る

一御旗右回りの事但し七番役

一水主御小入正月十五日から十月まで七番
役

一御長柄正月十五日から十月まで右回り但し
今も御洗炮と同じ

一御象中大級三月朔日から十月晦日迄

一御小隊の役日の外相違りは但し役日の外
役人御用の時は小隊役相違りは事

一御洗炮十人より付杖突一人死の事

一御洗炮或は火役の内より右に二人迄は一日
を人にせ役の事

一御大工の二人役の事

一御持弓御持筒江戸御持筒休後十五日の事

一御御洗炮御持弓御持筒領りの者十人の内
道中をり三人御雇借の事

○彼未進日用銀の定

- 一日野郡 倉見郡 汗入郡右三郡銀八分宛
- 一久米郡 河村郡 八橋郡右三郡銀七分宛
- 一因別分の八郡の銀六分宛

○國中制札の覺

- 一諸國在り所とよかむる新銭鑄以事出く停止
- 一之若しお隠し諸出以事ありしり出寸一し候
- 一令同敷ありと云とも其料とゆるし事變敷新
- 一不包し自然隔より所人旅在之い中人をりし
- 一不及其人組同罷より行ふ包し事いよ事所の者

一とむる曲事もの也

寛永十八年二月三日

- 一諸玉在り所は田畑不荒振り種を入耕化者一
- 一若立毛損毛の所りすむ年貢馬令難滋旗
- 一ありい可為曲事も候也

寛永九年六月日

○定

- 一忠孝をなけまし夫婦兄弟請親族よむ川ま一
- 一く石仕いの者よむる近隣懸と加ふ包し若し
- 一不忠不孝乃者ありい可為重料事

一 乘車驕り致す一より以て他衣賍飲食よ及ぶ
近候約と可相守事

一 悪心と力何と或しい偽り或しい無理と尸
け或しい利欲と可満一て人害と可寸一より
寸悪して衆業致動じ一者事

一 盜賊並しい悪意の者有之い祈人よ出候一
致市糶買新下候一付あり時爽快く令制禁事

一 喧嘩口論令停止之自然有之時其切へ根りよ
不可出向まこと手負たる者致徳一重く包りら
り事

一 罷科よ新の旗有之時新付の輩の外不可

弛集事

一 人賣買等く令停止之新いよ年季よ仕ふ下
人男如ともよ十ヶ年と限る包一者定数と色
い可為罷科事付たり譜代の家人由とい其祈
み任來る當地圖へお越し有付妻子とも令祈
持其上科する者と呼返寸一よりし事

右の條々可相守之於在遠犯之輩い可新教科祈
旨新作出所へ仍向知如件

天和二年五月日

奉行

○ 條々

- 一 毒藥并ひよ似せ禁賣買の儀承曉く制禁之若
於賣買仕可所罷科たど元同類ありとい
ふと此訴人よ出る業、急後而廢美可所中事
- 一 似せ金銀一切停止たる屋、自然持来るよ於
て、向番屋よてお清し其主へ可返之并ひよ
そ清し之金銀、金座銀座へ遣り、相改事付
たり似せり所寸包ら内る事
- 一 寛永の新渡金子一両よ四世文勿論一両よ、
を費文清領私領ともよ年貢收納等よも由定

めの負敷たる屋ぶ事新

- 一 新渡の儀何色の所よても清先なくして一切
不可濟出系、遠犯の可有之、可為罷科事付
あり惡滞似せ滞去錢、此外推じ、一う、さ係事
- 一 新化の應、なら内る者物賣買、寸包ら内る事
- 一 諸父の賣買或ひ、一所よ買並、女賣或ひ、
中合也高直よ寸、一、ら内る事
- 一 諸職人、中合也他料、同賃、事、由、寸、一、
ら、由、想、して、推、約、と、一、結、ひ、迄、蒙、の、儀、可、為、由

事変

右の條々可相守此旨着し遠犯の族於有之ハ可
新所蔵科も新之仍白下知ぬ件

天和二〇又月日 奉行

一 猿里支丹宗門ハ累年而制禁あり自然不審成

一 者在之ハ早出寸危し市販英として

一 毛て色んの訴人銀五百枚

一 いる満んの訴人同三百枚

一 立内り者の訴人若因新の支の百十の

一 同宿をいよ宗門の訴人銀百枚

右の通り可有之たと一因扇門の内ありとい

ふとも訴人よ出る所よ奇詭又百枚可新下之

隠し重他所不願よ於てハ其所の名主在しよ

み人組きて一夥ともよ可新所蔵科の也仍

て下知ぬ件

天和二年五月日 奉行

○ 覽

一 捨馬の儀よ付取く新所出ハ新此頃も捨馬仕

一 以者在之ハよ付取後市仕置可新付付ハ一と

一 也先ハ彼も流罷新付付ハ向後捨馬仕ハ者於

有之者可知行教科の如く

貞享四年十二月日

○定

一駄賃の荷物一駄四拾目并ひよ糸掛の荷物

拾八貫目の事

一駄賃の荷物一駄よ付一里五分雜所ハ六分宛
の積り之暇道の程も此故と守はるゝ為ある
くして今条ハ一里よ付を三分五分雜所ハ四
分宛宛通一まこの程の時の荷をよよ糸と云
とも一駄の賃と可取事

一人足の荷物五人五目と可限夫が重よ荷物

ハ持運ふ程ならん人足賃ハ一里よ付て下銀

二分五分雜所ハ三分宛た付一と事

一糸掛の荷物五目連ハ荷物下糸駄賃同和也

の程ハ夫が重よ荷物ハ一駄賃可取之事

一扁賃の事主人并ひよ馬ハ下銀二分中ハ一

分宛たる程と事

一人馬の賃扁賃以下下銀之の外増銀と取は者也

之ハ可為曲事也

一道路其外虫と断くハ於て人馬と使ハ事夫ハ

昔行手形以勞無濟可出之若手形なく傳ふ事
あらは其村中の者出合捕之を取一来る由り
一事
右可相守此首ものこ

寛文四年八月朔日

一商賣人虫之虫々百姓一借米備米利息の儀事
一因替の加方如法是今以浪子の二割米の三割
たると一若しと米と浪と取と月借事此以法
一切停止之此首取お前取人者も出しは者
一も双方可如新教科中の之下別大々事

寛文四年十月朔日

一馬次駄賃の事今迄迄の外向後一里一駄と付
初て是分増たると一人馬賃の如希たる由り
り姑こ
享保七年七月日
一塩駄賃の制札享保七年六月下旬張紙の通り
本意一以て因幡馬次制札の相定々事

因幡國

色美郡 鳥取町

八上郡 釜口村 下船尾村

留以郡 用ヶ原村 留以宿 駒蹄村 北原村

八東郡 若橋村 安井村

法美郡 安の下村

岩井郡 湯村 所浦宿村 岩本村

高草郡 賀沼村 北坂村

氣多郡 木村 湯村 康野村 芦所村

伯耆國

河村郡 泊村 松崎村 穴鴨村 漆村

長瀬村

久米郡 倉吉村 湯園村

八橋郡 大塚村 八橋所 赤湯村

汗入郡 下布村 御厨村 湊江村

會見郡 尾高村 法務寺村 米子所 臨田村

日野郡 海口村 二所村 根雨村 板井原村

江尾村 志坂村 駒湯村 多里宿

右四十七ヶ所高札同形

○ 概

一人賣買々々 一町人と他五者と

一於所中喧嘩 一諸人言者中のよ

一旅人宿 一車中人

一家持の所人

一所家賣買

一質と請ひ儀

一走り人よ宿

一夜中着過切

一所人召仕山

一所人暮子

一領り女

一夜よ入て女

一火車の節

一將乘

右可相守

元文四年八月朔日

右の制札鳥取の所よ有

八周端の國留以那約仰り村は慶新村

伯耆の國 河村郡 久系村

久米郡 山口村

會見郡 陰田村

日野郡 板井奈村 栗谷村

一 郡右の七ヶ所よ萬所有之

定

一 淀津國地圖に於て一以者津法放しおく通

一 戸間安以但新方之者、極子取届て通

一 淀津國不審成者通り、と見付以り、所の名

として留置逐詮儀早速注進可申事付あり候

一 嘩坊へ根りよ出合りる者等

一 山林にて根りよ竹本と切り有るを之の以て遠

吟味早く注進可なり

右へ通出可お守也此也

明暦二年月日

一 順礼希しよ山伏比丘尼をとのりい其外縁
の者他國を來り以る、諸勤進信正の由り
追返りしり他國へ通り以者、子細と取り
け一郡よ一夜宛ハ差を登り二夜とも重なり
おのり方くよ於ても其所を往還筋一送り出

一 戸色一傾合道程をくねよ入るとも先の郡退
送り居く居し右の類の者他國へ來り以て自
然兄指し堂交よ居り以り、手茶次第よ大社
登希しよ中社登方へあくる中へ一於然ハ物
子よ地りい大社登中社登其外百姓とも居か
可相討之若及吳儀ハ郡奉行代官へ可注進其
上みて裁判すハ若見逃ハ仕重以り、其
村の者とも可曲事為事

一 寺社奉行札所持の者ハ格別新ハ似せ者有之
哉遠吟味兄届け可申並ハ利不存成勤進仕

る者何らの押えを引速大に登ども一相新可
甲共上ぬも遠礼に若何らの村送りとも川に
急流那甘引代居へ可し備事

一歩も進放の者あ國の内へ立向りしに於てい
る速捕へ急ぎまじに注進すしし細とありな
らら隠し急ぎ於てい可為曲事す

右の趣は可お守若於相背に其郡の大庄屋中庄
屋希ひは其村の庄屋曲事し可為作付りぬ之

寛文十年二月九日

右の制札市園院の番所より有

園府録卷之第貳拾四 年

四制
度

因府録卷之第廿拾五

○寺所六格間四方之一間と言ふ或は六尺或は六尺三寸五歩之

○寺及昔一為三百六格坪之今為三百坪を言

○寺間為三格坪を言之三格歩為三格坪之

○寺歩為一坪之六尺五寸四方之

○寺ハ長サ六尺五寸廣サ六寸五歩

○厘ハ長サ六寸五歩廣サ六寸五歩

○宿送り宿米一里一坪粒飯ハ計坪之

因府録卷之第廿拾五
田救之事

因府録卷之第廿拾五

田救之事

- 寺町六格間四方之一間と言ふ或は六尺或は六尺三寸五歩之
- 寺及昔一為三百六格坪之今為三百坪を言ふ
- 寺町為三格坪を言ふ三格歩為三格坪之
- 寺歩為一坪之六尺五寸四方之
- 寺ハ長サ六尺五寸廣サ六寸五歩
- 厘ハ長サ六寸五歩廣サ六寸五歩
- 宿送り宿米一里一坪敷反ハ計坪之

○宿人は賃銭を一里部十町文

○三歩沙賃米ハ三割の利是之

○牛乳を年中三割五分に

○納税の事寸三歩四方部寸日歩六厘

○出代を言之免を物成之

○出代を言及ニ付部名之上田中田下田下田

平田若出代部下ノ定め之但一ト下ノ田平田

ハ地所より一斗五分下り一斗下りも

○免を言之合部村ニ定め有之順之言下之事
あり先一通り為部名出代より免之

○新開き出代を付る事ハ隣田の位を考え

相定むる事之新田免ニ付地要の極子ハ部部ツ

三ツと多々有之事之

○畑を下ノ田の位を上畑と定中畑下畑下畑

下畑ハ是より出代を部部下りも田下准ハ

事畑ハ大豆を以て相定め其物の由也

○田の事請免以是ハ一反五分部部入町を

ハ一畝ハ事

○部割の入町を入者格部を以て割之也

町を歩み直一何百何千歩ト一トナニを掛也

○大坂米の賣買ハ二ヶ俵ノ沙國相場九斗六升
有何種ノ商多ト見ル時ハ計俵ノ重順を五八斗
ノ割九斗を掛ル時ハ沙不相場分多ク

尚毛免ノ事立毛免子

○尚毛免ハ種を入りに四歩六歩ノ割合多ク
沙年直をお立ノ事

○尚毛免ハ切代を控五斗ノ割沙上ノ沙元は成
其斗六斗を拂下ノ見をり斗ハ斗を掛物成子成
あり

粗積ノ事

○免ノ切代を足合を九斗ノ割ハ一步粗出ル之
但九斗三斗九斗九斗一斗の三斗三百歩あり
三今一ツ三斗五斗三斗の三斗五斗米ニ重斗五
斗六斗四歩六斗あり是を掛ルハ米ノ成故
三ツ斗ノ二斗割を三斗九斗一斗九斗ノ割ハ
ハ一步粗斗成之

○右ノ粗斗五斗を足レハ米斗成其米斗六斗を
重クハ上納者右斗五斗と六斗を足合斗六斗三斗三
斗を足レハ上納斗成之

○物成を六斗ノ割ハ出目米ニ成之

○物成を三ツ斗割む粗斗成但し右の五と六の
三こ

○出耳米斗二を掛せは粗斗成をみり割りても
よ

取引檢見の法

○お代十八匁六ツ一歩斗満り粗一斗二合有し
等し粟斗斗付九合五時下粗三合不足之但し一
及を三百歩ありて三を掛せバ九斗の不足斗成
九斗を粗の一斗二合ありて割りて九斗の下
粗取ありて七斗五匁と成一及の内ありて七斗五

歩引バ七斗十五歩斗満り粟斗二合の粗を積り
六を足せば上納の分引取十五斗八匁斗の満
毛荒右の九斗を一斗二合ありて不及割一を粗
の斗二合ありて割りて三斗と成是を法とて
九斗の不足斗掛せバ引取十五歩と成之何れ斗
とも同事と

北改の繩六尺三寸之但し斗も同の

田のあを大方斗尺斗斗尺這場所斗斗見合を
半つとてあを引三尺斗斗斗斗

○地改縄吉一ハ六尺五寸半長年中以目六尺
三寸と尚付六尺を申し其田神尾若狭も版
中ハ由傳く承る

三損改事

○風損改め而跡改ると但一お傍一限り田地
而跡改ぬ損をも治る沙損米を立せつ事之
起も下改帳面を力りて一これを立てれ引合
を見改め一二ヶ所廻一と辨を入事但一上中
下の順永を見改め申毛辨を入可事

○日損改め尚他人其年の他言而跡改中事尤

其人の他田地他お申多し其とも是ま一お改中
る右他言而跡の粗損をも治る沙損米多し其之
ハ立をいさる

○右損改めお押えりハ前其おの傍尔改并ひ
右お押え田地三免限りハ勿論二年三免みれと
も一窪一成存りハ其窪限りハま一窪みれと
も一免みれハ其年限りお改可り

○ありりるの場所是ま一其の久者た急其所
も水少し治きり所も入ハ分り而跡改可
りる右も一免限り一窪限りお押回改可り

○右二京の場所下段帳面をも法て立並に札を
引合を改三ヶ所廻りに針を入するを上中下
順にその中毛針を入可きも但し一窪の内順
死多し其つじ順分け入念改可するを粗元改
の候一窪まじり何又何取の内取とも其を亦爰
と所く少し一宛所跡り其中分を多粗元針
其候も其通り見改可きも若まじ一窪又ハ何又
何取の毛を跡田地中其少しとも無毛二付見
分見計しじをも法て細令一及の内各取を皆無
其跡一下げの跡一方有く其つじ改め並に細

下りる無毛たりとも其候も其の通り其れ一歩
の粗を改可する

○凡損口換ぬ換の場所とも其帳何又何取
其右の内各粒毛有粒毛有し其つじ一及の内各
取を毎粒毛五取を粒毛の場所有とも粒毛五
取を三百歩下ね改つる跡其立並に打改
可及る

○子年蝗付定初一村平にね改りとも以後他方
限り可し作付る

○改切所新田有く其取数を改め上り毛二倍上

耳可中付る但一水帳一及子れとも改りて為延
取有し右延取付二順上り中付る免子ハ
をけふ中付る但一右の上り毛二順上りの保生村
の適化上り毛子録を入其粗子二順上りて中付
其保あてりとも保一合其和の上田のむ代子本
免をを合をたより割一合の粗子十二をを其
積をもはく蒔田の分上り粗可中付る

○永荒物成引子成り分る勿禱の候下ヶれ付定
加換の内上り加換中付る并び子高毛荒改め
場所の分ともに言割りして中付る但一高毛

荒改り荒出り田地の言何種もて言割り
て沙加換の内あり加換免中付る

○大方下ヶれ付の加換免の方迄は割下げ免
の分る元不中りくともおと小高りよく加換
悪田の方加換分りたりや有る改めり其時の
加換割人免帳面改可中り并び子おと高言を
分け加換元は割付れおも有し之をまじ加換
割帳改可中り

○永川并び子石砂入高毛荒改め保隣地同人
三百歩お諸粗敷をもはく荒を立其年の沙年貢

の内河換米立き候る所も昔一田人も改め
所古田人の三百歩打詰粗敷を致さず但一植付
石内の荒地改之新田上げ以後の荒は是ま荒
地改翌年五月植付後改其る

○ 尚毛荒筈限り不砂流し又ハ筈限り不砂石砂
入ハ場所隣地も田人多しハハ是ま一田人の
三百歩打詰粗敷をもはく河換米立可也

○ 右永川并び石砂入尚毛荒粗敷の候一及の
地荒れハハ隣地田人の三百歩打詰且田の
尚り粗を打詰一田有ハハハハ出粗を田

積り砂も分を取不足分荒れハハ河換米立可也
但一隣地田人の三百歩打詰中付地欠ハ一
及欠其ても一及上の欠も成りハ田も出ハ
之并びハ并び尚毛宜出取場所ハハハ粗
ハ粗を上げ其付事ハハハ荒田減ハ中道理之
○ 右粗積り隣地田人の三百歩打詰一歩粗を
改たぬ粗積をもはく不足有ハハ田ハ荒
立是候ハハハ田ハハハ

○ 改場所の侵林也一歩林ハ稻換ハ十換ハ百
換百計十換入るハ出取まハハハハハハハ

の余入る要も有之に何分十分一を以考種を
極り粗を考へ能均無取場を名立種を入る尤
も稲扱分けりても稲筋外く出り極種をりく
ありて入るに混練ありハ選糸をまき上り稲を
一扱完粗の概不申極前上ささ中る中場より摺
き中るはハ村より取りて入念包に封入
を可成る何れありても摺きハ前ハ新麦選り入
りめてありりと志いゝ計算ありて之さを納め
ありて上手に計りせ中る下段分種上り有るりく
ハ何分ありても上手に種を右取場帳面限り不
申

申上り種中付平均申取しにる

○凡種日換り換ともには取場の内人より取り改
不申内より取り粗を交前上仕り、御年貢此れ連
御所可仕と願ひ出中者もみし其くハ不承者の
事取場所の内より取えハ御法通り取改り以極前
上り極前付中事

○畑産を麦渡りの分御年貢引の事

○春三ヶ月を御年貢不御御捨は是

○夏三ヶ月ハ御年貢三歩二御捨は是三歩一御
元立の事

○秋三ヶ月ハ沙年貢三步一沙捨此等三步二沙
元立の事

○左邊渡一由ハ沙用あり古地打捨三百歩沙
用ハ沙元成其首級地を不改良を立は是れ前
ハ古地二割二三六千歩引捨る二捨歩日二割を
入元バ計ハ八二二口と一ハ口積八日成依之
右渡一由三百歩の内あり四八歩引捨りて八
町十二歩之荒を立是次何程もては同一乃程
の算用之但一左邊渡元バ三百歩を一及あり
之邊横何千何百と打捨り引渡一はる

○右三百歩を十二町七割考くバ計百あり十五歩
と成町ありハ八町十歩之三百歩と成るはくバ
完初の算用より十二町七割ハ算用互おねんく
其古地三百歩沙用ハ沙元成跡地不跡荒立是
はをバ八町十歩の荒を立可也

○左邊渡一由ハ沙用あり左邊古地の内を沙
元あり是れ地を改めは前ハ三百歩日跡地を打
捨るは但一果日多田地の換極日とて地之迷惑
難原の脇神保之上跡地三百六十歩日跡一はハ
一可也

○井の邊乃を堤まハ何處も跡地三百歩打詰
可申す

○地改

○永川並び申五畝入山をハ等の改ハ五月極付
以後改申す隣地旧人より三百歩打詰改
取不足有し跡荒れ立可申す想も跡地場所ハ昔
旧人々旧人の分よもて改申す

○永荒物成引荒の場所を詰申す最元の荒一反
場所起申す打詰三百歩改取申すハ元一
反の荒ハ不跡起申す可申す付事但一古地本宛場

申すハ三百歩より三百六千歩迄ハ一反の起
し之を余お改取取廣申すハ一反の分三百
六千歩引跡して取何れ申す新開き跡申す立宛地
代を隣地を足合を土地ねたの宛出代可申す付
○新開き下宛の内を三百歩打詰改取申す
本宛申す申すハ古地の通り計割を入三百六
十歩を一反二畝として言を付申すハ本米申す
其以後二割を入申すは申す付一反申す二畝の
言減申す之依り下ケれ申す下宛本宛申す申す入
取言を荒言として言物成とも物成引申す改取

中より成りたるを一反の分より先上りの分を本免
の物成に増す

○田畑の内は自分勝手なる井手等を付井手乃
邊を相預ひ申者も有し其まじ古来の地語り取
不足の田地も有し其左様の數何れお取じきと
と開拓けり申者但し井手道お取申ければ分の
上ハ井手妻乃妻の跡地をバ三百歩お打捨置を
まきりし右邊を物成引取て申す

○永免ハ朱子の内

○右永免の内記しゆくバ下ヶれ盡りの最永免

を減し物成を増す事

○古他の内免其く永川の分ハ朱子の免の永免
を増し跡り言成減し極下ヶれ盡りの最後しハ
て可成るに其くともを来ハ左様のハ不改正地
荒の分永川ともに言物成引取し極し盡す

○古免其新免きともに言言の内荒ふハ、永
川も勿論何れ申すも下ヶれ盡りの最新古とも
に言言の内荒をまきり物成を減し其くまじハ
免こも新免言を減し物成を減し得ハ下ヶれ
免免數多く成りし是れ其くとも是まじを年左

極子後一不中荒言の方言物成ともに物成引荒
子後一不中

○永川為永荒の立其外地の有し荒の方言物成
引子後一不中言の然道ともを年永川ともに物
成引子後一不中

○永荒子後一不中言の方言物成ともに物成
左方の口傳言紙上げ下做も互あつくとも減
しは極ハ下げ札書面宜しくしても開言減しは
後不直子付依之物成引荒子後一不中
とり理那多は先年開言の内荒を立有しあり然

とも其以来ハ左極子不後物成引荒子後一不
あり

○古地畑並り有之方極付多し田子成中分ハ三
百歩お語方言差出し極可中付る起も不後田
子成り最ハ二割の入取ハ勿福のる地取有之ハ
とも地取の方言ハ海年貢不取百上其後畑の水根
面の取救めて方言て中付る然道とも開言多子
りハ地取多難立開き中付宛書代隣地を見
合を土地右左中付る若くメ言の乃理地ハ
ハ新地の宛書代て中付る

○所開き畑田並り田段一ハハ、下げ免の由ハ
 三不歩に打詰り言出シ一ハ概々申付不
 ○永川并び石砂入山並く其年改を不取二
 三年も過りて願じハ場所ハ容易田荒田立改を
 ハ一ハ供を其節取じ不申候者不審なる之迄
 一ハ所廣田荒を立所申候場所ハ一ハ田廣の地
 其要あ道井身とも取付取果この身苦勞を致
 一ハハあまじハ所廣田立所申候地ハ一ハ地を
 替免の地田荒を付又其地を二廣荒田段一立改
 免田出シ一ハハ右の不審有る故能ハ心を付

重々可致味

○高毛荒の分其年一年限り右の荒物成を左
 所用場の田段入をハ一申す永川其外の荒
 田下げれ並り此迄の内荒帳を致一五年、左所
 用場の田段入をハ一ハハ

○太荒の分其年入をハ一ハ荒帳面改形致
 一ハ申す并び高毛荒所換米改過帳田所味
 段取形致一並其年入をハ一ハハ

○永荒起開荒記物成引記所開土上り免並り畑
 並り所字右の果ハ其場所見分荒起一の分ハ年

と帳面を差出ささるも所役所が元立帳面を
差付を下され申り五年の内分元立を改る所
開き場所ハ荒起しの場申してハ無し也の所
二年この荒帳を改尤も荒場申して杉を立さ
し程下味流し荒場申して申しハ、新開き
申つ申付る川筋山涼申して申し空地の開場
ハ、勿論新開き申付下けれ申りの所元立
立下流し申す太の所下けれ申りの所元立物
成ともにつびり

○物成の荒起しハ下けれ物成引高を生高

申後物成も踏り物成増増る

○其年の新開き畑申り出高當年の所元立改
りて帳面差出しハ核申復初林の頃ハ大庄屋ハ
急度可申付る尤も五月植付以後改りて帳面差
出しハ核申付りて申す

○願じ開きの場所二年三年まじハ何年申
てハ沙年賣上畑申付り申し所委申帳面を撰
定物成上畑の年限至りハ、所元立申立可
申す但し免土代の候新じハ所見分所障
り申す所免土代とも核申り申付る

はし免何種一上代何種と井主名を詳列を
其通り井字面の中付保も可成り右大開き場用
き立以上あり右の地見分を隣地見分は及不
中其おの分免出代をも考へ何分至代ねたの
免出代で中付る

○新開場沙管略の内ハ沙管詰は成りて新田は
作付るおれくともあまあ少一の開き井を其ハ
沙成せし保も可成り井を堤お自身其後一交
順お新の資古地内田畑成積し中るあり其新
田出来の上沙物成の上り負敷をお考へ勿論何

の障りも無しや其順重く吟味の上で中付る尤
も新田物成上納の年迄ハ沙年貢沙免の内り右
の新井を堤下荒の沙年貢の保を沙上より沙存
ト不_レ成_レり其開き井を堤下の沙年貢ハ差出
しに極可中付る但し不_レ成_レり開き立物成上納の時
節其をりいハ井を下堤下の保を跡地を三不
歩にお諸荒を立物成引て要る

○畑直り出立物成の保ハ畑直り後一其年
直り上納後一其極可中付る

○蕨場記一其起一候年ハ直り物成沙年貢上納

可中付る地はとも下地を荒場申すとも普通
等も自力申渡し申立申付年限満をねんじ
其の、勿論場所見分渡し評議の上申付可申
る

○荒場上りか換申す田上りか換屋敷上りか
換ハ可立之似し下ヶれ申すの首物成倍じ不
申渡す以後右の荒場起し申す又、か換を度
し申ハし申付申下ヶれか換を引不申す
可付申りの通し申渡し申上りのか換を申付
可立申渡す

○荒場起し申すも別に申下ヶれ地土代申す而け
申土地能成首通す元の地土代申すし何れも有
之あり然れども荒場を申すは分ハ何れ申代ハ
元土代申中付地ハ土地不買申ハ、下ヶれ地申も
可中付る尤も帳面下ヶれ申も首物成とも起し
し地荒減し物成も増し下地申中付し何れ申の
言何れ申免す越し何れ申の申免捨ると申す者
付物成引申渡し申可申る通し免申すし首物成
引申減し申す

○新開の分も古開き下地の分ハ申す里次申す

鏡ハ勿論追々土代並一ハ概中付る鏡上り土上
り有之概可及吟味す

○川添山添平生道吟味罪深有之場右改帳面先
出レハ概大左局ノ急夜可中付る尤も右概ノ場
をバ心を付見分テ致吟味す

○悪田加換者先年涉追放此俵付田地罪他及難
候ハ悪田ノ分ハ何町何町何社ノ悪田下加換
を付此等之然る時ハ村ノ追々土地の並りハ
所も有レハとも年並並りハ違レハ不致おも有
之故土地並りハ田地を致吟味ハ概成レ可中付

概何ぞの序日ニヤ

○悪田加換者右の通り此物ある故一相平一
ハ刻不中答日ハくとも若一相平一ハ刻ハ候
もて有レハ馬齒毛荒永意物成列荒改の首加換刻
帳可吟味致す

○因候レ由おト奉田畑荒加換とレ下ケ札付
加換者立少テ物成引等一有レハおも有レハ也是ハ
加換者立少テ早意物成引ニ土砂投入者有
おとも生レ少テ荒れ中其根元地も其頃迄有
荒れも少テ難聖故右の通り加換とレテ物成を

○下れ盡りの最甚記—永荒を減—物成を増—
たり

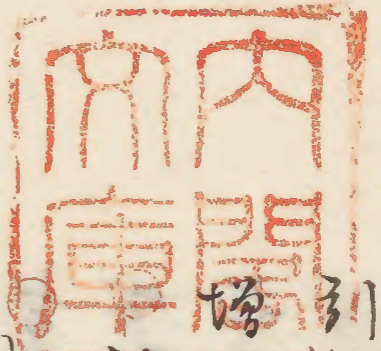
○下れ盡り此最物成引起る言を不 諸増れ成
引之方減—生言に改—物成を跡—物成を諸
増る

○新開き言る物成ともに下れ盡り諸増る

○畑盡りの方下れ盡りの最太畑言を減—同
出言物成ともに諸増る

○土上り—下れ盡りの最言物成ともに諸増る

○免上りの下れ盡りの最物成計り諸増る



○法帳裏あし—淨院諸所とも言合の内あし何
種物成跡里へ生言何種と朱書を入り

○畑盡りの方下れ盡りに朱の畑言或跡をり—中
るをも下れ盡りの最を畑言或減さる—但一年
と畑開の方下れ盡りの最畑言を諸増る

○土代子免を付る法帳令バ土代跡石を六公也

○氏あし—公の方寺名跡斗取方八斗公の寺名
跡計を土代の跡石あし除けバ六と成是則六ツ

○免之土代方何種あても六公也氏子ゆ—バ免ハ
六ツ子當る—當時因任の諸免ハ三年の立毛

六ツ子當る—當時因任の諸免ハ三年の立毛

をよ一極多之其田定か換をせり其ハ免を引き
しを意之

○古檢六尺五寸京弓

○中興六尺三寸中弓

○今弓六尺田金弓

○古一ハ公六尺あり其を六公以氏に

○島村河領の分を去公去氏に當る

○享保十七年の改めを河島名の在申より酒造

株は以後七石以下の株を河免不引付り

○右田新田河改只今迄は他領他村の者も

ても先願申引付り元々も引付り其和り

罪き其極中分り尤も其罪小力毎に其ハ

見分の上場所相立人割引免はる但し島村を享

保河改以前は通し他郡他村の者も其も先願の

者も引付り

○五河用場の初日を宝永二百年九月廿六日

出来あり同五年曆意の河法出る

○享三ヶ月を其年の分を河河換は

○享三ヶ月を三歩二河換は

○享三ヶ月を三歩一河換は

○冬三ヶ月を不納沙汰立候一登麦汲りの節も
同様に

○安永三年畑流石の通に沙汰

○六月不納沙汰

○七月三歩一上納三歩二沙汰

○八月三歩上納三歩一沙汰

○九月不納上納

○地方新税はきり地割の法に川の地方の割地
不足ありくハ此言ありて外言の内はきり

○外入改の節定か換を格を改出トハハ年

限か換を沙汰立候沙汰之

○沙汰立候所有の村にハ沙汰用たりとも宰を
を建ふるを古法再た不_レ沙汰付ハ係一を年ハ沙
換じも無_レ沙汰付あり

○何宿と有_レ所ま_レ為沙制札切有_レ村トハ

新た_レ給新_レ子不_レ沙汰付沙汰之

○沙汰中十歩の外は跡目不_レ出の分沙勘定平一
帳中ハ是出_レ以後病死の分給人通_レ勘定之
平一帳中不_レ出内病死の上の事迄跡目不_レ沙汰付
分_レ与_レ旨沙汰老中ハ沙那代古沙連一の上右記

米多救沙勘定所沙是終りて沙勘定相済跡或
の上沙切多をもつて物成給人へ沙渡一の節或
納日相成相済の由け候と寛政元年去田村母死
去の要聖年迄跡或不可作付下勘定あり相済の
所より帳不出内死去の分通り勘定の候沙勘定
所沙法ありふね立旨上山六右末の沙根表へ中
達一の上右の通り相相終り

吳埴山領村々

高松抄石六斗四升三合

物成三石七斗九升三合

俵村

高松抄石七斗七升六合

物成六石八合

門前村

高松抄石四斗九升六合

物成三石八斗七升五合

井戸村

高松抄石九石三斗五升五合

物成四石八斗五升五合

右員埴山三佛寺領三ヶ村八年貢元立山林等
何も寺地廻之人外帳血封おし候ハ在方他廻り
て其外能事の沙政督都々在方他廻り是等沙
替以候沙上の沙家附之

大仙領格ハケ村

汗入郡

言部石五斗七斗

約戸村

同百少斗四斗七斗三合

家村

同百廿五斗七斗九斗五合

今在馬村

同百三斗六斗七斗三合坊領格

同百廿五斗六斗三斗五合

佐摩村

會見郡

言部九斗六斗八斗八斗

赤松村

右赤松村の内大為お

○公義上りの村帳并赤松お汗入郡の内

一青込會見郡并為高汗入郡と日理郡より

汗入り多

ノ子三斗廿九斗九斗九斗九斗

日理郡

言部九斗五斗五斗一合

沙松村

同百九斗石六斗五斗三合

大河系村

同百十三斗四斗五斗六合

栢系村

同百十斗石四斗三斗三合

大濠村

同百少斗石三斗五斗七合

少柳村

石七千七石九斗

大内村

石七千石四斗八升八合

岩立村

石六千十三石八升八合

深谷村

石五世七石四斗八升七合

小碓村

石百四十九石七斗九升

寺屋村

石七千三石五合

小松村

石百三拾石四斗八合

丸山村

石千六百七十九合

合三石

○右大仙領各地所収石分
石集地ありて他領

あるを在方推ひあり

○沙中諸士手討仕に舊定因まよる屋敷内子

ゆへに所沙目付既出極子物語の上覚書を致し

きはしはるはし途平にゆへに沙目付出極子

物語覚書のり

○出火の節に沙目付出極極子物語の上覚書致

さるに沙目付宛ありて其之の石判形致し監

銭のりまよる家自男女に沙吟味の上口書判形家

臣侍分針妙の婦人の椽の上より呼出しに沙吟味

にまよる少若下女并びは足輕に白砂へ出しに沙

田ハ何方横河接じ將まハ河東直河表の東中
長屋小佛堂の因あり能常あるをハ首末定内且
之ハハ先何手横河ハ捌之屋亭の門の内借堂の
戸口外ありての子細を河表の河ハ捌之まハ他ハ
是ハ合在ハ時を河表の河ハ捌之河附人の屋表
あり能常あるをハときハ何方横の河ハ捌あり
相通其より河表の河東直ありてハ河附人且兼ハ
其ハ内ハ何方横の河東直同之熱ハ出火の
首末何方横河東中の定ありてハ河表ハ河ハ捌之
但ハ河表表由ハ河表の河ハ人接じ河ハハまハ

河東直河着陸中の屋表内出火も同之似ハ大
家合江以下出火の首末河味為諸士一統河
目付出勅元次替り以下ハ所河目付元在るまハ
寺境河新願所ありて江邊有ハ寺境ハ河目
付出勅元縁の寺境ハは所河目付元在る能常の
変死有ハ時ハ右同之

○首尾右京東直開助トハ者大根を首ハ出合橋
あり草那味和の毎江を傳孫在橋トハ者
の東直三人の船ハ綱をハ河ハ暮ハ喧嘩打擲
河ハ合ハ目付右の少若ハ右京ハ一玉追放仕

百姓の三人を在方不追放江作付の言事那味理
おまを肉の三印を情長を情之

○福田兵部右中佐の蔡と申女澄死仕り申付
町内自付廣田定右衛門依左衛門見改と
て江邊兵部右中佐并心申右女の兄權太夫と申者
の口書紙元由り何の子細も無し三付死骸猪手
次子申元捨れ振江作付の是宝永七年に

○安曇方甲斐守直美村左衛門と申者少者八助と
申者を切殺し其三付見改として例の通り町内
自付相見情由本跡千印を以て是是正徳三年四

月朔日の藤花候を追て切腹致さる振申甲斐
江作付候

○沙城下子能常の候より古くハ町接じ
町内を町不並申目付ハ中初け左接ハ沙郡
を町不中初け左接の候ハ町社沙を町不中初け
るハ沙系中諸士も沙目付申並申中初け組
士ハ組取分初け沙城詰ハ沙用人ハ中初け申
付沙目付申並申元捌きの上申り月留の沙系老
中ハ沙目付候出申連ハ申り旧格と見くらを
世以申り候此の候ハ申り沙系老中ハ申連ハ沙系

老中、沙目付へ下迄ありし上あり元捌きありと
ありし

○ 欠落人を沙高申左町に申付書ハ沙目付へ
出さ申付沙高老中沙高申の依り沙目付より
欠落人の名寄生所宗門書を書付町人ハ町沙を
切左の者を沙高代へ申せしハ申付所交の根
帳を切る者ハ沙高代へ申せしハ申付所交の根
帳より欠落人等ハ申せしハ申付所交の根
帳より申せしハ申付所交の根帳より申せしハ
申付所交の根帳より申せしハ申付所交の根帳

其は御付りしに

○ 沙高老中着落申右一家の仕立自分申付しハ
町高申の者追放後ハ申せしハ申付所交の根帳
も自分申付しハ申付所交の根帳より申せしハ
申付所交の根帳より申せしハ申付所交の根帳
以下申付しハ申付所交の根帳より申せしハ
申付所交の根帳より申せしハ申付所交の根帳

○ 沙高申諸士義後ホの沙高書の書き候ハ沙高
老中へ申付しハ申付所交の根帳より申せしハ
申付所交の根帳より申せしハ申付所交の根帳
之より妻縁家の沙高代指付けの義後沙高書を
沙高老中へ申付しハ申付所交の根帳より申せしハ
申付所交の根帳より申せしハ申付所交の根帳

○ 仰るの御時書は可敷日文言子認める候一入
張たる時ハ前子繪巻を添へ出す三弓梁の家ハ
表向子と不相成御大法之臺所ハ格別ある尤も
御家老御着坐中の書徳向を三弓梁を不若張付
も御家老御着坐中の外ハ不相成る

○ 建家御元崩一候る古一候ふ相成申世以来
御少御付け成ル尤元崩一候最末御目付子見
改は御付共まよ元崩一候ても右の古木御も候
て其候の可敷御元建る時を見改め御不及候一
少一候ても可敷候く候一候時を見改りる候可

御建廣め候時を見改御不及尤も御建繩結の家
元崩一候見改御不及窓の御御断書堅横まよ出
の寸尺土臺の上何尺と書認める候一平窓も
同るの外可成候御御断書何種御可敷通了板圍
じ或は可成候も圍じ候御断書海の外候
可成候に圍ふ時を御御断書不及夫の外御少一候出
候御断書御断書是出候まよ御断書下屋敷の候
可成候御断書不及是ハ御断書の屋敷御断書御断書の故
之まよ御断書御断書御断書御断書御断書御断書御断書
の御断書御断書の御断書御断書御断書御断書御断書御断書

沙家老觸めいづバ目録を沙家者へ或はね廻し
要書お形致さきい之冒の方の要書お右のお
何も是はし不中とお認聲の方の要書お右のお
何も請ふ不中と目録の要書お認め者名お右の
沙家老沙着生中の乃具改め子沙家者御目付
氏録しは節各麻上下着用向方お其外諸
元持の流迄麻上下の御一扱下へ老女お右道
具改め不及る

○老女老女呼れ沙断書は望紙お認め沙目付
へ右廻し供し組付の面へ右組改め沙目付へ右

廻しと沙家老中は更雨のりあり其方の沙目付
を元持へし沙目付の月書お其見入りの右沙
目付へ何某娘を其る数日私手前へ呼れ中夜を
存お其頃沙目付中より以上月日望紙名おまは
はしは方ありは其る数日私娘を何某方お其ハ
し中夜を存お其頃沙目付中より以上月日名お其
し貴女呼れ即夕婚禮致さし時お其言お其
前日呼れ即夕婚禮何某とつ断しは其言お其
入る老女お其へは右の通り呼れ一方迄一断し
は其頃お其り其方お其頃其言お其入る

母不及此俱一婚礼子少くもせり一方呼元方
ともにかかへ御所中上は之は客組のりハ
書紙を横子新裏付申して来る哉日唄入の首客
組何某と肝煎何某太の者とも呼ば成存
以上月日名おまゝある哉日唄入の首客組右同
即右の客組を御目付迄差出— 御覽申入物
之仍アおまゝ申紙申認め差出之近代御家
中儀約申付右客組等差出さるゝ先達て存
ハ私密子何某 申おまゝの哉日私多申呼元中
私密女何某 為存存ハ其最數の者初も客一人も呼不申ハ
為存存ハ其最數の者初も客一人も呼不申ハ

御所断申上ハ以上月日堅紙名おまゝの先達て
存願ハ私或は娘候来ル哉日何某申おまゝハ
中儀存存ハ其最數の者初も客一人も呼不申ハ
ハ御所断申上ハ以上月日名おまゝ申呼元中
呼何某と一所申後— 密子呼元娘と一所申後—
ハ其最數の者初も客一人も呼不申ハ
ハ御所断申上ハ以上月日名おまゝ申呼元中
呼何某と一所申後— 密子呼元娘と一所申後—
ハ其最數の者初も客一人も呼不申ハ
ハ御所断申上ハ以上月日名おまゝ申呼元中
呼何某と一所申後— 密子呼元娘と一所申後—
ハ其最數の者初も客一人も呼不申ハ

る旧橋へまゝ諸士の面々を沙汰罷し縁辺に組
わしハ片沙汰してね漏へまゝ沙汰老沙着中
の衆人より縁組の時も同様の右衆中の者も判
物沙汰の者とし縁組後一ハ一を遊沙耳ゆ
旧橋あり

○五節句或日沙衆中の面々を城の首魁等
猥れ有りし日付は以後を沙衆老沙着中の魁等
ハ車升戸の辺に差立其以下の魁等ハ右橋の上
日上げ不申極は御付是為室永五年未だ沙本丸
ハ成沙汰の時より之同年若尾筑後七十年日

及び日付沙城城魁等沙免成候は旨沙汰留
て沙真日沙意あり其後二の丸沙普清あり
二の丸ハ沙住持成候は旨ハ南の沙門の寄付
二の丸ハ一をろ極ハ沙門の寄付下衆の沙制禁
も那くろ右沙門の寄付下衆一け皇子の年沙焼
矢の坂沙高城は普清有候は旨の如く太鼓の
沙門をせろ極ハ成候は旨下衆の沙制法も
猥れ成候は旨日享保八年十一月三日 天祥院
極ハ日自務園をもつて其最の沙目付ハ沙源一
遊ハ之依り下衆の儀今日ハ行所ハ是沙衆老沙

着中の中下条、上の桂石の隙あり下条致さ
但一巻尾志摩及老年の付太鼓沙門の内まで
駕籠沙免に成りし

○古徳下条場のる慈雲院興禪寺就峯寺是あり
太鼓沙門の因あり下条に其の古徳の下条場
下桂石隙の諸寺の因あり最勝院にあり成
中の住持あり桂石の因車井戸の垣あり下条仕
るる之享保二十年二月朔日芳心寺の住持日陣
上京本能寺お勤め歸りには故を願ひ付完備
院下条場の通り右日陣一代は作付の年、不

この書付をもして在りしとも曾以て其の
もの右下条場の制禁ふは作付の寄頼に成居
中の最古の徳と限る心巧達ひるも之を以
は沙法制の寄の沙田格殊に思召ゆも其
沙改は源出のあり何れも解連系するふは享
保十年正月興禪寺少僧舎に下条の儀梅峯院に
出沙目付迄お勤めあり中丸板ありは
中門の因あり下条はありは度二の沙丸あり
沙中門の因まで条河中の由中間に付沙目
付の迄巻は度二の沙丸沙中門の儀は沙丸

涉武墓前の涉門子准一の中り官格涉武墓前の
涉門外あり下流ありし涉中り官格二の涉丸
も涉門の外あり下流へ流るる答に飛涉武墓前
へ中流一の所高二の涉丸の流るる張る本丸の
涉武墓前の門子准一の流るる中り官格又
真禪寺へも中流中り官格

○江戸市上屋表表より出入此るるを東老に著
在中に組隊以下より歩隊以上を隊に合以上出
入り免は陣出のて諸軍の以下を出入ありは
組隊の嫡子も出入仕ると見たりは隊正地を

中台享保の始に遠山園帯刀江戸を表に留る
者の首嫡子三郎右格の表より出入は陣付の
と見たりは隊正地を隊正地と見たりは隊正地を
何や其時に臨んては評候ものありは隊正地を
石以下市用人の嫡子も出入ふに成りまはしは隊
炮隊の嫡子ありし石以上以下を年隊の日礼
隊の日太刀目録あり分るるが如きは隊正地の
嫡子も十挺十挺ありては軍武の章物も是を
こり極のりも 思召をもちしまはし不詳と見
ゆはが今更考あるる恐は多きるとも之去是を

見多所少所のみを法をもの之

○沙城沙門下座の事以家老中同子息下座以成
以免或じ為隠所法一しくハ下座あり以若中
子為下座其ノ首尾但言首尾志摩如田の家を以
誠候不執ゆりも下座有正徳二年九月十日
和田新千郎始めく 沙目見く中上の事付所
沙門下座の儀志摩ノ沙目付へ中少の起も新千
郎保来夕切少子付傳方の家老一人沙武臺一上
りの儀是も志摩中少の海し首尾伊豆頼じの通
御穢以免は成ゆくとも伊豆一生を為し以家老

中の通り少門の下座も只今迄の通り母子仕与
志摩中少の首尾在りも只今迄も下座有しハ
とも伊豆候沙城沙免子付候以故在りも下座
子不及由沙家老中少の海し池田頼母ハ在
所ハ沙門下座は作付ハ是も頼母病身子付中城
の首尾與以免は成務殿長補格子は作付ハるま
し沙城候ありの下座ハ沙田人沙新設沙目付出
部屋方沙附人 若殿候ハ傳候沙目付子下座有
まハ江戸沙門の下座ハ沙家老中同息子以若座
中ありも江戸は留り候以家老お初ハ家

老同極下症ありきりまゝに後人ありて用人
物及び目付 若殿極は傳役目付目下症あり
過沙留所の下症を沙留老中沙目付役まじり
沙留役あり下症ありし沙留極方は極の下症
の沙留方と極とありしは沙留極の帳面
を併し沙留ありし下症ありて沙留所より下症
無し沙留方より筋目をくは成下症の止沙留
多し也併し下症の候より後人の評議ありし定
め難く 思召をもはきりて沙留極の帳面
老中極は若年家申極は傳付の帳面沙留極を考

付ゆへ沙留所極役を沙留役へお廻り申す沙
留役は御伺の上より沙留目付へお廻り申すは
て沙留目付より沙留所極下症帳目記しあり
まゝ沙留極は成り沙留極は沙留役を沙留
目付へお通じ申す付沙留帳目記しありて
伺ふにまゝ沙留所中の沙留所極は老中ハ沙
留所及び沙留所極とにも下症ありてまゝ他
家の沙留所極極ありて 沙留極へ下症はあり
もは 沙留極は先の沙留極へ下症は伝付沙
留所にもあり是ホの事も免角 思し百をりて

江俣付ると見たり

○江戸沙屋表沙門掟の事

- 一 沙門朝夕六ツ時限り申可助立仕但一日暮裏
- 一 沙門立仕以後、惣方表沙門出入可仕る
- 一 沙門一ツ中概並び申沙入魂の沙大方流沙門前
- 一 沙通りの最る沙門番所を下り可申る
- 一 沙客流沙出入の最る早連申沙門閉まれば
- 一 くだい可致仕並び申沙俣者流有に最も態
- 一 惣申て流し起も沙門を閉さす可致る
- 一 走り込立に申へ如月概申申ともね取入申る

表利不廻の族於多し、押へ蓋横自流く可ね
 皆若急成る有し、沙武臺あり沙卷者留
 流くも可告し、第一如月概の俣立し、いと下
 と申ある海へ縄ををい、俗堅毒用の事

一 沙家申流く他所を足廻流をね取く裏は、何
 入可申流し、とも沙藤下流甲府流尾張概記伊
 概、水戸概流を格別之並び申は外たり、とも沙
 武臺く、此系流ま、ハ、沙段流を通し、可申但
 一 町人たりとも沙可基へ系上の者ね相通
 為す事

一物取取用人数紙書付の外出入多可也
尤も下とわ一系出入波さ中可也但一急成
用の用使者等ハ断承初け兵上あり兵極子
見及び可出レ事

一板中下と取生ハ候に用れをも法可通
之急成用所至レバ主人石の形并横自取加
おき一の兵上より常の用れ取持案ハ可出
之於兵ハ不可出レ事

一於用所不取候に候も可也唯尤も急成等仕
可也

一用者取の候に上用の者常々無油取守之下
用の者も可令下歩速宵り諸る并付て雖も
計事取ハ早速横自取一連し可也是等事
右に條に取可守之若於取背ハ取に軽急急成
可也作付もの也

寛文七年九月朔日

○表用の出入の覚
当り取取 取取 物取 羽織取 大目付并び
并下目付 押の者 取取并び并下取 小畑工
方 大工取

以上

唐物屋 表具屋 瀬戸物屋 細物屋 古着
買 菓子賣 糠賣 鮎賣

○江戸沙屋表は法度御條目の事

一常、中流通り沙屋店へ扱へば一も意外が扱へば
辨仕多末の多一先年の振成候迄はとも沙屋
店ありては執遣り承るけり上りめし可令沙屋
之沙屋店あり、假令如白振の首尾有りと
もは方角を賣一りな一て致勘忍ん然る上り
越度ありては上り表、は候於お背ハ道利丹

お叶ひりとも其身の候を不及り振子不考
親子兄弟違可為曲り度

此方百仕下りて違お入急急度て中付ハ
以上

一子太鼓打ハ昔ハ用人見小姓取大目付同役以
味役ハ務表へて蘇出其外の面と目をむる
銘ハ長尾子梅ハ蘇在可法下今井他次郎小
長尾平次人割目付候様自派の者足輕小者ハ
子場へ出拵て申す

一御鼓打交りてを要するの者子連取用意

定高席く可然出る

一 寺州横河連河見立申事志ともハ芝大佛辺
本曾河越の露ハ極極進能出り多事民物民羽
織纒河自付河歩及家合組能者申て河用無く
面々を藤地河屋妻前近能出る其外不及案
上ハ年じ申河海を史案上の候河河申小姓以
上能者あり河用無く面々を河出能者白日可然
後案上可

一 河河申婚礼の法をき案石以上石以下九千石
より三石迄申事九石より千石迄九百石

六百石迄五百九千石分三百石まで申百九
十石より五百千石迄百四十石分案是まで乃
法制寛文元年申河出河通了なる法を案世不
易の法と形して案結の浮者を禁断せきして
可く河河申限るに一天下泰平申案して河河
花案河案移一年に申河用足るに少身の諸士
申河河てハ娘一人片付る時わ三々年四々年
の物成河費一救富の子供を河附ると記ハ一
生涯貧困申苦一ハ自然と申河河急たう申河
河之然河ハは法制を觸示さ、河河河河たると

志一有者も風俗丹移りて一己の職見も難立
石を抱ひて潤丹入ら如く之を母也して着服
等の制度なりハ法、と雖も婚禮の制法ハ
古じ丹敗きり道具改の最々廉おの物成出
一丹一却りて襖袢の花袋を好み奢侈乃服
器物を積へ儲るる丹成きり佐陽候の御家
中丹古くより此御定法御用ひて各少一
も起るは事ありと云 御高申候ありて寛
文年中は御出御御定法を御又改示一御ハ
身にて御御法制を堅おる毫末も違犯の事候

戒の御御法ありハ漸く風俗も化す御事之
一 婚禮及具改の事御老觸の面を御御奏者御
裁一及改め御御付足御する御御付の面ハ
其御御裁一及改め御御道具目録の御丹右
の外何もせり不中の御御裁御刑御改を起も
御刑ハ御御裁を御御改を御御裁御御御御
法の通了御御裁御御御奏者連名御御御御
一御御奏者御御御裁御御御奏者御御御裁御
御御御裁御御御裁御御御裁御御御裁御御
御御御裁御御御裁御御御裁御御御裁御御
御御御裁御御御裁御御御裁御御御裁御御

若くは右の目録をハシ奏者の手紙等
ハ入シ定法の通りお達無シ候目爲の御
老中へ申達之候ハ御老觸の面々ハシ
奏者御紙ハ見取ハ右の通り存候ハ
御紙認め申上申御老御望中の紙ハ紙
の年切司を懸ハシ見取さ申上申御
用人御紙ハ見取ハシ御老御望中
御觸の面々ハシ奏者ハ御目録を
御懸ハシ御紙お形取さ申上申御
紙ハ御紙ハ御紙ハ御紙ハ御紙ハ
御紙ハ御紙ハ御紙ハ御紙ハ御紙ハ

御組御年切司ハ見取さ申上申御
の通りお達無シ候目爲の御
御紙認め申上申御老御望中の紙ハ紙
の年切司を懸ハシ見取さ申上申御
用人御紙ハ見取ハシ御老御望中
御觸の面々ハシ奏者ハ御目録を
御懸ハシ御紙お形取さ申上申御
紙ハ御紙ハ御紙ハ御紙ハ御紙ハ

り其最も同多し是ハ自爲の沙忠老の切低を
持兼仕り判形後故沙目付足廻けるこはし
沙目付方ハ沙海の沙目付廻り上めて判形足
廻り廻りハ極めし沙用人方の手紙集りハ
てお形後ハハ目付お帳目お形後ハハ之取次
替りの者も右等な取ときハ其支配取ハ取
沙忠老ハ其出立沙忠老沙目付の上右取書
を沙目付ハお形後ハハこまハハ取むの通り
沙目付の上其取書ハ沙目付ハお廻りハ極
目其支配取ハ其取有するも有こ沙目付の取

おめて姓取帳目取ハ其多旧格之當時お諸取
ハ以下沙目付の定めて姓取の判形仕ハ其取
ハ其取の取ハ一向沙沙法無ハ故姓取帳取ハ
の記取も取ハハと足くた

一 忠子婚取取の取取沙返答の 沙意下り
其取取取取ハハハの沙目付上沙目付取取
其上めて取ハハハ取取取ハハハ取取取取
沙返答のハ沙意も下り不中目取取取取取
取中目付取取の沙目付取取取取取取取取
取の取目取取取取取取取取取取取取取取

う松の元祖を修分潜り丹元計るじけ既あさ
しと露野も長し更をき頃ハ内てあて元中
ぬる熱じて通例の松丹たりて沙役勅の面
出も内院めてるを淋しはるハ餘りの和の色
たると既丹に恒年中沙依自付市ノ漸澤右未
門と中者沙門中上在河州横沙ある小村善兵
清娘を妻み吟死中ハ丹付沙役候丹對し不備
丹付沙遊放もて此作付者丹ハとも沙意恐
をも法々永の沙候は是れ旨は作出はるも有
之地

一 沙城内並かむ里ハる沙法度之南の沙門より
内水の沙門迄の里を煮はは之水の沙門の内
あても沙城代を妻沙るをより先の方を制外
あるり南の沙門の内妻付者木局の下高付堀
かゝるる松の横たる妻丹沙門有け二の沙丸
ハやま道あり 天祥院様沙代二の沙丸沙普
請有けるは通り之享保五子年沙焼失後高付
の通り沙普請は作付ては昔一の如く丹太
鼓の沙門丹二の沙丸ハやま松丹成一の南沙
門の内ハ以茶二の丸の沙門茶成り故丹笠り

ゆり申す不承成は御制法々々申されたるもの
とて申奉者のお糖を申の御門の御留人乃
堀下申掛たるもけ時分なれは申し成り
了扶持御定の事御知れ三ツ宛の時ハ物取
御留人とも言三百石十石迄は扶持以下三
至五千石の上は扶持不承成候一是の者
申して申す御持候候ハ扶持の外申糖葉は
下は申御知れ二ツ宛の時ハ五石五石以上
九千石まで扶持以下は申五石五石以上
了扶持の御御門の上は八ツ宛の先年二

ツ宛の時ハ九至五千石迄は扶持以下は
申御門ハ奉割三歩申付千石五石まで
了扶持
以下候事

一 元は御知れ上げの者申堪無料以下は
五石申四斗入四拾俵五石申五拾俵五
石申六拾俵三石以上ハ五俵申付十俵
正是なり

一 御申中長屋借一毎ハ日雇申外只々まで人を
引所へお取差申り申すもけは已後生所
根帳の名寄申外申兼申五候具申ハ申付御

目付く可ねの如くも只今止るに可ね
断まゝ右長屋のけ外へ断絶し前もね通け外
極止仰出の事

一 公義の断絶出の事
断絶も差和存何れも 閉門も父子兄弟祖父
孫 逼塞も右何れ 遠慮も憐れまて 公義の
断絶ハ閉門逼塞断絶付の者も父子兄弟祖父
孫ともね和む子差和の候存何れ之父遠慮の
時ハ憐れ差和の候存何れ多憐遠慮のと記ハ
父妻保母不及右も 公義の断絶度ある故

母子とありて兼るも法も在る事也ハ一定ホ
らばと雖とも右の事も起り諾もくをりて
さ旨断絶出の事成るも法も記

因府録卷之第廿拾五 早

諸文書

因府録卷之第廿七

○元禄八年十二月十八日 清涼寺極少將一
昇進子付京邸へ口宣の俊涉老中へ所司代へ
降書申付

松平伯耆守事將從四位下待從之祈今度少
將兵 仰有以位階如元 口宣等之俊相酒
以松平奏意迄可申入以忌惶清云

元禄八夏

大庭相模守

三月十八日

戸田山城守

三月十八日

阿部忠房

大納言

大久保加賀守

小笠原佐渡守

○右は付所司代、

一筆致書上、公方極益涉穢嫌能成涉

府忌候、至存候、次、莫根、涉事目、初度

別、以、使者、進之、以、宜、涉、是、新、存、以、此、目、録

、通、令、を、送、以、程、相、後、音、之、時、以、忌、懼、請、云

正月十三日

涉名

小笠原佐渡守

一筆致書上、今度任官、

存候、以、依、之、小、笠、原、佐、渡、守、に、以、使、者、申、進、以

此、目、録、之、通、致、を、送、以、委、曲、口、上、申、合、以、忌

懼、請、云

正親町大納言

榊原大納言

一筆令啓達、公方極益涉穢嫌能成涉

府忌候、至存候、次、莫根、自分、由、至、事、内、整、之

由、目、初、度、存、以、然、夫、今、度、極、益、涉、穢、嫌、能、成、涉、

其堂以乃如是所座以略白目錄之通令之入
以從期後亦以忍惶待之

一 大坂沙城代

京於町沙存行

禁裏 仙洞 新院沙附京中

○少將子之為成以沙官物

禁裏一沙右刀沙折紙白紙三拾枚

上臈沙局一白紙

長橋沙局二日

大沙乳人一一同

本院一沙右刀目錄白紙二十枚

上臈沙局一紙二枚

勘每由少路沙局一同

仙洞一同

上臈沙局一同

新大納言沙局一同

女院一白紙二十枚

上臈沙局一紙二枚

田村沙局一同

准公一紙拾枚

内侍所、伊右刀張一枚

上卿、張六拾枚

職事、同

宣旨、張五枚

右侍奏、張三枚宛

副使、張二拾枚

雜掌、同、以十枚宛

○右附基有之張子綴、常子包

○伊官物、外、以二枚

禁裏、伊右刀目録黄金一枚、縮緬十卷白

本院、伊右刀白張一枚、或口上、一合、三枚

仙洞、縮緬十卷

女院、同、五卷

准后、同、三卷

友傳奏、小袖三ツ宛

○少將伊達の紙唐墨、墨、三枚

上卿正親町大納言、口宣案

元禄八年十二月十八日

侍從源綱清朝臣、宣任左近衛少將

藏人頭右大臣藤原尹隆

宣紙(白紙)

從四位下行侍從源朝臣綱清

從二位行權大納言藤原朝臣公通

宣奉勅許宣令任左近衛權少將者

元祿八年十二月十八日

大外記兼掃部頭奉造酒正中原朝臣師庸

○侍即位子付

一筆致啓上今度侍即位首尾能お濟可

中侍侍即位目お交存依之為侍祝儀目録

之通献上之仕委曲使者口上中會忍懐

侍即位上今度侍即位首尾能お濟可

侍即位目お交存依之為侍祝儀目録

侍即位上今度侍即位首尾能お濟可

侍即位目お交存依之為侍祝儀目録

○院侍奏前一侍文云同事

○侍奏前一別紙云侍文云

一筆致啓上今度侍即位首尾能お濟可

侍即位目お交存依之為侍祝儀目録

侍即位上今度侍即位首尾能お濟可

侍文

右五人宛一格状あり

一筆致上り今度 伊即恒首尾能て辨之

ルとも同申交存存い依之為伊祝儀 禁裏

院中にて以使者目録之通献上仕以候為目録

之通り合を憑以委曲候未口上中合以忍惶

語云

新司代 土屋相模守根

上使 保科紀俊守根

副使 土降右京大夫

○ 徳清公三十九歳よて家督今年と十六年尚存

五十四歳

○ 勝太郎九歳よて養子尚存十四歳

○ 右の年附元禄十三年三月廿日 伊隠居の伊

内院小笠原佐渡守及、禱殿大隅伊弉年書記

持系仕り

○ 元禄十三年三月廿六日左の伊弉年伊弉

伊弉池田帯刀及中根三岐守及

私儀尚存五十四歳存候以不近年と是痛有

之度と也 城伊弉中上以從去年病亦治不

候存成矣と遂養生以得寸滞存普通雖成存

いし新と而を永くお仕成る為格存にる隠
居奉親の家督と旧姓掃部頭と云々 任付且
又正元五年在川私牙殿之助に既内之新田地
約計五万石配分云々 任付且下川根奉親に
以上三萬石配分云々 任付且新田
改定格也 三月廿六日
○武小阿部奉後守格 任付且
○武小左衛門相模守格 任付且
○武小左衛門佐渡守格 任付且
○武小左衛門秋元但馬守格 任付且

○元禄十三 庚辰年十一月十六日の吉日伊左守
直り十六日伊左衛門 職於 伊前 伊一字伊左衛門
湊口位下侍湊叙任伊左衛門戴之 伊右刀伊左衛門
子付 伊城女中、左の通

一筆中りし 云方採いよく 伊機嫌能伊
府と成志せぬう 目か存存に然ハ私成
伊前子おいて元後任官云々 任付其上伊左
項戴伊道具取取重之 雖有志ぶい子存存に
伊礼中上いハ人た如是子伊左衛門伊席の
刻よ語く 伊机成取へりく

十一月十五日

右邊門依有

大車ける

お市有

言漱有

一松がえ有

○ 浄即位又付て自然量状の時浄文云

今度 浄即位之浄事其相調千秋万歳浄祭

及し蒙海天下浄静濫識以目お度下と迄大慶不

道之存存い仍る雖輝至極い浄叙一振奉献

上之い以浄序 浄奏送祈候い忍悦海云

三條殿

人々浄中

一筆致啓上い浄浄勇健目お度浄事い然と

先以興禅院就三回忌浄経并浄香眞黄金十

直便傍をり候て因州い此巻い旨致承知毎

く浄烟篤永存候い為浄礼如許浄座い忍悦

浄云

本願寺殿

○ 荒尾志摩宗物浄梵の長浄書横紙

其高一万千石余 荒尾志摩

此者私家来_レ而伊庭の宗物伊教免_レ之施_レ下_レ松平願_レ以上

六月十八日 伊庭判

大久保加賀守判

伊月着伊一人宛

○伊目付家上_レの通_レ也

一筆之_レ路_レ違_レい私家来_レ荒尾志摩卜_レ者知行
是万石余为_レ取_レ立_レ其_レ身誓文状_レ 任_レ伊来
物伊教免_レ之_レ成_レ可_レ下_レ其_レ如_レ胡伊庭の忍

伊目付家上_レの通_レ也 伊名伊庭判

元禄二年六月廿二日

伊目付家上_レの通_レ也

○志摩自身誓文状_レの通り右_レの取_レ立_レ生_レ三_レ部_レ及
定_レ、折_レ系_レ志_レ摩_レ判

一筆之_レ路_レ違_レい私家来_レ荒尾志摩卜_レ者知行

○知行中付_レ意_レい依_レ之_レ物_レ替_レ書_レ宗_レ物_レ伊_レ教_レ免_レ之_レ下_レ
以_レ松_レ伊_レ庭_レ上_レの_レ忍_レ日_レ本_レ固_レ中_レ傳_レ意_レ伊_レ庭
以_レ為_レ其_レ如_レ此_レ伊_レ庭_レの_レ忍_レ之_レ端_レ也

松平伊替書家来

日日

荒尾志摩

伊目付不詳

○荒尾伊賀宗物伊願の昔右ハ宛所無之伊目膏
 の伊老中之村上政右衛門持系仕呂元禄二年之
 私家老荒尾伊賀トト去南己ノ年五拾一歳
 在成以伊南地子差意用祈ト付以不眩暈お
 炊馬上計トテ可お勤祈各伊座以呂宗物伊
 赦免此成此下以格存願以以上

日日

伊名伊垂判

○元禄八年津田物監香河内播磨物伊願の伊願

の昔右伊別紙撰折トリト大久保加賀吉松一吉
 田平馬持系仕る

伊老

津田物監

南亥ノ年五拾一歳在成以伊南地子差意用祈

ト付以宗物伊願

留守居書以

香河内播

南亥ノ年五十二歳在成以伊南地子差意用祈

ト付以宗物伊願

私家来西人共三足痛馬上計して、雖も動静
度々由多物并子等語、事之成否下、松平
頼小以上

六月六日

涉名

大久保加賀守松

○加賀守松平守福以後、涉目付家、丸の通、
一、巻致啓達、私家来、津田将監、と、若苗、
、年五十一、年五、成、事、中、
、事、物、事、之、事、断、上、并、事、居、香、河、内
、事、指、上、事、苗、年、五、十二、年、五、成、事、苗、地、子、
、事、

在田事、中、月、以、事、語、事、之、事、断、上、以、右、友
人、病、氣、足、痛、中、以、其、身、誓、詞、事、
、事、語、事、之、事、成、事、下、以、恐、惶、

元禄八年六月十日

涉目付家不涉宛

○将監内指と七、依久、乃小、左、藩、門、庭、宅、子、
誓、詞、判、形、仕、了、右、右、吉、田、平、馬、同、道、子、
、事、語、事、之、事、成、事、下、以、恐、惶、
、事、

○松村階田より

起請文前書
私候尚 年六十一歳 疾は足痛にて馬
上計子ても孝公難お勢神子 涉座は因茲主
人從徧齋守系物涉忽々 涉断中上は通り子
涉座は右之趣仍於中上者
梵天帝釋四大天王惣日本六十余及大小之
神祇殊伊豆箱根兩所權現三島大明神八幡
大菩薩天満大自在天神部類眷属神罰冥罰
可罷蒙者也仍起請文如件

洋田将監

元禄八年六月十日

涉目付中不涉

○内格も右同断但し 智露と并習る点之 紙邊の
年王法の通巻より 神文を并出し 尤裏をとり
涉目付宛の名も裏の方にてお漸く松子并
之共紙よて上を包
起請文 松平伯耆守内津田将監



法廷内閣

御用



此書係由... 御用... 法廷内閣... 御用...



此書係由... 御用... 法廷内閣... 御用... 此書係由... 御用... 法廷内閣... 御用...

